

公民館等の利用基準（令和3年10月25日適用）

市主催（共催）のイベント・教室等と同様に、公民館等の施設貸し出し事業においても、各中央競技団体等のガイドラインを施設管理者と利用者が共有し、ガイドラインに基づく感染対策の履行を施設管理者が確認できる場合に限り、接触を伴う活動を行うことを可能とする。なお、各中央競技団体等のガイドラインにより新たな基準が示されたときは、その基準に沿った内容に変更する。

	実施が可能なもの	条件付きで実施が可能なもの
スポーツ	全般の競技 主催者（施設管理者）がガイドライン（所管課作成/各中央競技団体等が作成したもの）に基づく感染対策の履行を確認できる場合は実施可能	飛沫を伴う吹き矢 (1)左右2mの距離の確保 (2)常時換気（機械換気を含む）を行う ※連続した練習時間は30分以内とする (3)道具等は共有しない (4)順番待ちなど競技をしていない時はマスクを着用する
ダンス	人と触れない練習	競技ダンス・接触を伴う社交ダンス・フォークダンス・チアダンス パートナー・グループ等が固定されているものに限り、主催者（施設管理者）がガイドライン（所管課作成/各中央競技団体等が作成したもの）に基づく感染対策の履行を確認できる場合は実施可能
演奏	弦楽器・打楽器などの練習	飛沫を伴うトランペット・ハーモニカ・オカリナ・尺八等の吹奏楽器の演奏 (1)前後・左右1.5mの距離の確保（対面は避ける） (2)常時換気（機械換気を含む）を行う※連続した練習時間は30分以内とする (3)楽器等について水滴、唾抜き等の適切な処理（吸水シート等使用） ※吸水シート等は各自が密閉し持ち帰り処分すること (4)演奏時以外は、マスク着用
歌・演劇	マスク着用での練習、ハミングの練習、身体表現のみの練習	表現上必要な発声を伴う合唱・詩吟・謡曲・カラオケ・演劇等 (1)前後2m・左右1mの距離の確保（対面は避ける） (2)常時換気（機械換気を含む）を行う ※連続した練習時間は30分以内とする (3)マイクは使用者が変わる度に消毒する

○調理・茶道・飲食

実施が可能な条件 ※一定時間マスクを取り、食べる、飲む、話すなどの行為はリスクが高いため、以下の条件を満たせない場合は、実施不可

- (1) 1.5m以上の距離の確保
- (2) 会話をする際にはマスクを着ける（令和3年4月1日より適用）
- (3) 対面にならない
- (4) 食器等を共有しない。なお、洗剤で洗浄できない茶器等は手指消毒を徹底したうえで煮沸（80℃以上の熱水に10分間）し使用する。